

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

1970年代における国際連合

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1976-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1981

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



1970年代における国際連合

家 正 治

I. はじめに

1945年6月26日、サン・フランシスコで国際連合憲章が署名され、同年10月24日効力を発生した。それ以後30年を経過する中で、国際連合はその規模においても機能においても大きく変貌している。「われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救」(国連憲章前文)うための平和維持機構として創設された国連は、その後始まる米ソを中心とする「二つの世界」の対立の中で、その第一義的目的である集団安全保障の機能を麻痺させてしまった。1950年に勃発した朝鮮戦争に際して、安全保障理事会の決議に基づき「国連軍」が編成されたが、これは今日までに集団安全保障体制の発動としての軍事的強制措置としてとられた唯一の例である。しかし、この「国連軍」は、その構成にしても指揮の面でも米軍中心の軍隊であった。16の参加国のうち、米軍の占める比率は圧倒的であり、他の加盟国の軍隊は名目的なものでありまたその大部分の国は米国と軍事的に結びついた国々であり、「国連軍」とはいうものの実質的には反共同盟軍の色彩が強いものであった。「国連軍」の指揮統轄関係にしても、米国に対して統一指揮権が委ねられ、米国政府が軍司令官を任命した。⁽¹⁾この例にも示されるごとく、集団安全保障はかならずしも完全なものではなく、運用によっては憲章に予定する集団保障と異なって、自国の行動を合法化するためのテクニックとなり事実上この体制は軍事同盟的な性格に変質することとなる。

(1) 香西茂、「国連軍」、国際連合の研究、第一巻、昭和37年、98～102頁参照。

国連の集団安全保障は、憲章上安全保障理事会を中心に機能する建前をとっている。朝鮮戦争において、安全保障理事会が敏速な行動をとり得たのは、中華人民共和国政府の正当な代表権が認められていないとしてソ連が理事会を欠席していたからである。安全保障理事会の常任理事国には、手続事項以外の事項については、拒否権が認められており、ソ連が出席していたならば当然拒否権が発動されていたであろう。安全保障理事会でのソ連の恒常的な欠席が期待できないことから、朝鮮戦争勃発後まもなく開催された1950年の第5回総会で、アメリカのイニシャチブによって提案された「平和のための結集」(Uniting for Peace) 決議が11月3日に可決された。その狙いは、安全保障理事会の常任理事国の拒否権発動により、安全保障理事会が強制措置をとりえない場合、重要問題でも3分の2の多数決で決定しうる総会にその機能を移して事態に対応しようとするものであった。⁽²⁾このことは、米国にとって当時の総会で多数票を獲得できるということの意味していた。

しかし、アジア・アフリカの新興国の加入が認められ次第にその比重が増大するにともない、国連総会は西側諸国の「投票機械」ではあり得なくなる。一方、安全保障理事会においても、後述するように1975年の南北ベトナムの国連加盟で米国は拒否権を行使したことに示されるように、拒否権行使によって事態を切りぬけなければならなくなっている。⁽³⁾

以上のような力関係の変化をもたらした最も大きな要因である新興国の国連加盟問題と国連の普遍性にとって重要な意味をもつ中国代表権問題を本稿はまずとりあげることにする。しかし、これら諸国の国連への参加は、アジア・アフリカ諸国の比重の増大だけでなく、これら諸国は国連の活動に大きな影響を

(2) 田畑茂二郎，国際法の話（改定版），昭和49年，153～163頁参照。

(3) リチャード・ガードナーは、ジョンソン政権時代を通じ米国と国連との関係は悪化し、米国の行政府、議会および世論は国連から離れていったと言う。また、ニクソン政権は外交政策の遂行において国連にほとんど関心を払わず、国連における米国のリーダーシップは最低の線に落ちこんでいると指摘している。リチャード・ガードナー、「国連は甦りうるか」、国際問題資料55，昭和45年，2頁。

与えた。国連は、国際平和と安全の維持および経済的、社会的、文化的、人道的諸問題に関する国際協力の促進を目的としている。このように、国連の機能は多岐にわたっているが、⁽⁴⁾筆者には、これらを全面的にまた30年にわたる実践過程を詳細に検討する紙面も能力もない。したがって、本稿では、武力行使にかかわる問題と若干の資源問題を例に上げ、かつ1970年代におけるそれらの発展・展開を考察することに限定したいと考えている。

II. 新加盟国と代表権問題

国連の原加盟国は、第二次大戦の連合国に限られ、その数は51カ国であった。しかし、国連憲章は原加盟国以外の国家の加入を認めており、その条件として(1)「憲章に掲げる義務を受諾」すること、(2)国連によって「この義務を履行する能力および意思があると認められる」こと、さらに(3)「平和愛好国」であることとしている(4条1項)。さらに認定手続に関して憲章は、「前記の国が国連加盟国となることの承認は、安全保障理事会の勧告に基づいて、総会の決定によって行なわれる。」と規定する(4条2項)。1955年まで、米ソの対立により、安全保障理事会での決議が採択されず、多くの国々が加入を阻止された。しかし、1955年7月の米英仏ソ巨頭会談の開催によって緊張緩和の気運が高まるとともに、米ソの妥協により16カ国の一括加盟が認められた。⁽⁵⁾

グッドリッジは、この一括加盟の実現を次のように評価している。「1955年以後の新加盟国は、それまでの加盟国の多数派を構成していた諸国とは、重要な点において異なっていた。1956年までは、国連加盟国の多数は発展した政治・経済・社会体制をもち、相当の人口を有する古い諸国であり、西欧的立場にたつものであった。多数は冷戦問題については反共的態度をとり、中立的立場を明らかにするものは比較的少なかった。1955年の一括加盟は変化の始まりであ

(4) 例えば、1975年の第30回総会では、120を越える議題が提案されている。

(5) 田畑茂二郎、国際法講義上(改定版)、昭和50年、112～113頁。

(6)
った。16の新加盟国の中には、旧敵国、戦後まずアジアで高揚した民族解放運動の結果としてアジアの多くの新独立国およびアフリカのリビアが含まれていた。原加盟国51カ国中、アジア・アフリカ諸国は、12（南アフリカを除く）を数えるにすぎなかったが、これらの諸国の加入によりアジア・アフリカ諸国の比重は高まり、国際連合での反植民地主義の気運は高まっていた。

民族解放運動は、アジアからアフリカに波及し、1960年には17カ国の国連加盟をもたらした。17カ国の内、キプロスを別にすれば、すべてアフリカの新独立国家であり、同年が「アフリカの年」とも言われる所以である。この勢いでもって、同年の第15回総会は、植民地独立付与宣言を採択した（決議1514(XV)）。同宣言は、「すべての人民は自決の権利を有し、この権利によって、その政治的地位を自由に決定し、その経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する」と表明し、また「信託統治地域および非自治地域、または、まだ独立を達成していない他のすべての地域において、これらの地域の住民が完全な独立と自由を享受しうるようにするため、なんらの条件または留保もつけず、その自由に表明する意思および希望にしたがい、人種、信条または皮膚の色による差別なく、すべての権力を彼らに委譲するため、早急な措置が講じられなければならない」としている。この宣言は、民族自決権の確立にとって重要な意義をもつものとなった。1961年の総会は、この宣言の履行を確保するために特別委員会を設置した。特別委員会は、非植民地化に向けて種々の活発な活動を展開し、植民地体制の崩壊を追い進めた。⁽⁷⁾

1960年の17カ国の加入によって国連加盟国は、100を数えたが、その後の非植民地化の促進により60年代にも新独立国家が次々と加入し、60年代末にはそれは126カ国となった。70年代に入っても新生国家の加入はつぎの様に続いている。1970年——フィジー、1971年——プータン、パーレン、カタール、オーマン、アラブ首長国連邦、1973年——ドイツ民主共和国、ドイツ連邦共和国、バハマ、

(6) Leland M. Goodrich, *The United Nations in a Changing World*, 1974, P. 48.

(7) 拙稿、非自治地域制度の展開、神戸市外国語大学叢書第4冊、昭和49年、57～70頁参照。

1974年——バングラデシュ、ギニア・ビサウ、グレナダ、1975年——カプベル
デ、モザンビク、サントメ・プリンシペ、パプア・ニューギニア、コモロ、
スリナム⁽⁸⁾。以上のように、現在国連加盟国は144の多きを数え、発足当初の2.8
倍を上まわっている。このように、国際連合は政治・経済体制を異にする諸国
を網羅し普遍性を高めている。しかし、植民地支配から脱却し独立した諸国の
多くは、経済的後進性で苦しんでいる。朝鮮戦争の際の総会の「平和のための
結集」決議にみられるような1950年代の基本的課題であった「東西問題」に代
って、1960年代以降は「南北問題」が中心的課題として登場してきたのである⁽¹⁰⁾。

さらに1973年に東西ドイツの国連加盟が認められたことに注目されなければ
ならない。これは、東西冷戦の緩和によるものであるが、両国の加入により旧
敵国の国連加盟問題は終了した⁽¹¹⁾。しかし、加盟問題に関して東西緊張が完全に
払拭されているわけではない。1975年8月11日、南北両ベトナムの加盟問題が
安全保障理事会で審議されたが、米国は南朝鮮の加盟申請を議題として採択さ
れなかったことから拒否権を行使した⁽¹²⁾。総会は、9月19日、安全保障理事会の
再審議を要請する決議を、賛成123、反対0、棄権9で採択した。これにより9
月30日に開催された安全保障理事会に於ても米国は拒否権を行使し、両ベトナム
の加盟は葬られた⁽¹³⁾。このように、国際連合の普遍性は大きく獲得されては
いるものの、国際緊張が残存する地域の国家については、なおその反映が国連加
盟問題にも表われているのである。

つぎに国際連合の普遍性を見る上で、国連新加盟と関連して中国代表権問題を
考察しなければならない。中国は第二次大戦の主要な連合国として、国際連合

(8) Cf., U. N. Press Release M/2067/Rev.1, 4 December 1975.

(9) 1973年に国連最低分担金を0.04%から0.02%に下げ、小国に対する負担を軽減した。

(10) 高野雄一、国際組織法〔新版〕、法律学全集58、180～186頁参照。

(11) 日本およびドイツを除いた敗戦国の加盟問題は、1955年の一括加盟で解決していた。なお、日本は、1956年12月18日加入した。

(12) UN Monthly Chronicle, Vol. XI, No. 8, 1975, P. 5.

(13) UN Monthly Chronicle, Vol. XII, No. 10, 1975, P. 13 & P. 17.

の成立過程にも参加した⁽¹⁴⁾原加盟国であり、安全保障理事会の常任理事国であった。1949年の中国革命の成立後も国民政府は代表権をもち、中華人民共和国政府は国際連合から締め出されていた。中国代表権問題以外にも、1956年のハンガリー動乱に際し、1960年のコンゴ紛争に際した1962年のイエーメン革命に際して代表権が問題になった⁽¹⁵⁾が、中国の場合ほど国際政治の複雑な要素がからんで長期間争われたものはない。同問題は、総会では米国の「棚上げ」方式その後の「重要問題指定」方式の戦術によって1970年代まで解決しなかったが、1971年10月25日、第26回総会は、北京政府の代表権を承認した⁽¹⁶⁾。

中国政府の参加なくして重要な問題は解決しえないし、また国連はその機能を遂行しえない⁽¹⁷⁾のであって、中国代表権問題の解決は1970年代の国際連合の展開に大きな意味を与えるものと言えるであろう。多くの新独立国家の加盟および中国政府の参加により、国際連合は普遍性・多様性の度を強めると同時にこのことは東西対立、中ソ対立、三極政治等の問題がそのまま国際連合にもちこまれたことを意味するのである。

Ⅲ. 武力の行使の禁止とその展開

国際連合憲章は、国際連盟規約や不戦条約の戦争違法化の体制を大きく前進させ、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定した（2条4項）。このように憲章は武力行使を禁止したものの、全面的に禁止しているわけではなく、集団安全保障体制の一環として国連のとする強制措置の場合や個別のおよび集団的自衛権に基づいて行なわれる武力行使は認めている。ところで集団安全保障とは、勢力均衡による安全保障と異

(14) 横田喜三郎、国際連合の研究、昭和22年、11～33頁参照。

(15) 安藤仁介、「国際連合における中国代表権問題」、国際連合の研究、第三巻、昭和41年、107～113頁。

(16) UN Monthly Chronicle, Vol. VIII, No. 10, 1971, PP. 34～38.

(17) Leland M. Goodrich, op. cit., P. 55.

なって、対立関係にある国家をも含めて、多数の国家が、互いに武力行使を慎しむことを約束するとともに、いずれかの国がその約束に反して平和を破壊する場合には、関係国家が共同して集団でそれに当り、平和を維持しようとする方式である。⁽¹⁸⁾しかし、集団的自衛権を法的根拠として、北大西洋条約、ワルシャワ条約、日米安保条約など多くの軍事同盟条約が締結されている。本来、集団的自衛権の意図するものは、地域的安全保障の制度である。しかし、現実には集団的自衛権は軍事同盟の法的根拠として援用され、憲章が予定している集団安全保障を大きく制約しているのである。⁽¹⁹⁾

国際連合の集団安全保障体制は東西対立の中で機能を麻痺しているが、⁽²⁰⁾憲章2条4項に規定する武力による威嚇または武力行使の禁止は、国連の慣行とともに、法におけるこの発展を強めかつ固定化するに至っている。⁽²¹⁾例えば、1970年10月24日、第25回総会が無投票で採択した「国際連合憲章にしたがった諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」(友好関係宣言)は、この原則を再確認している。

ところで、憲章2条4項は、不戦条約で用いられていた戦争という表現を使用せず、武力という用語を使用している。宣戦布告をとまなわぬ国家間の武力闘争は戦争ではないとする抜け道をふさぐためにも前進であった。さらに、同条は、「武力の行使」だけでなく「武力による威嚇」までも禁止するという新しい規則を導入したのである。

憲章2条4項が禁止する「武力による威嚇」や「武力の行使」の武力には、force という用語が用いられ、“threat or use of force”となっている。公定訳でも「武力による威嚇又は武力の行使」となっているが、force を武力

(18) 田畑茂二郎、国際法講義下、昭和45年、193頁。

(19) 中村道、「自衛権と地域的取極」、法学演習講座国際法、昭和49年参照：金東勲、「30年目を迎えた国連の集団安全保障体制」、国際問題、No.189、昭和50年参照。

(20) 集団安全保障体制が機能し得ていないことに対応して、1960年前後から憲章の予定する強制措置ではなく、紛争当事国の同意に基づいた「平和維持活動」(P K O) が展開している。

(21) 小川芳彦訳、「国際法委員会条約草案のコメンタリー」(4)、法と政治、20巻1号、昭和44年、142頁。

(armed force) と訳さず政治的・経済的圧力をも含む「力」と訳し得ないのであろうか。憲章を採択したサンフランシスコ会議に於て、経済的圧力の禁止をも挿入することを求めたブラジル提案は否決されたこと⁽²²⁾からしても、憲章2条4項の force は武力を意味するものと考えられていた。しかし、かつて植民地支配の下で政治的・経済的圧力に苦しめられた新独立国家が多数国連に加盟することによって、憲章2条4項の force には武力以外の力をも含むとする主張が高まってきた。友好関係特別委員会の議論で、以上のような非同盟諸国や社会主義諸国の主張に対し、西側諸国は、このような拡張は憲章を改定することになりまた国家相互の關係に混乱をもちこむと反対した。このような中で、1969年の条約法に関するウィーン会議では、19のアジア・アフリカを中心とする新興国が経済的・政治的圧力をも含むとする修正案を提出した。しかし、一部の強い反対にも合い条約本文には入れないことにされ、最終的には「条約は、その締結が国際連合憲章に具現された国際法の諸原則に違反する武力による威嚇または武力の行使によって得られたものである場合には、無効である」(52条)とされ、憲章2条4項と同様の表現——threat or use of force——が用いられることとなった。しかし、条約法会議は、同様の主旨の「条約の締結における軍事的、政治的または経済的強制の禁止に関する宣言」を採択し、これを最終議定書に含めることにした。このように、本文中にもりこまれず法的拘束力をもたない宣言の中に入れられたことからすれば、武力以外の力の禁止が実定法上の規則となったとは見られないにしても、同宣言は同条約と一体のものであることから条約を解釈する場合宣言を留意してなされる必要があるであろう。⁽²³⁾

また、1970年の総会が採択した「友好関係宣言」は、その前文において、「いかなる国家の政治的独立または、領土保全にたいする軍事的、政治的、経済的またはその他のいかなる形の強制をも、その国際關係において慎む諸国家の義

(22) Cf., Goodrich, Hambro & Simons, Charter of the United Nations, 1969, P. 48.

(23) Konstantin Odradović, Prohibition of the Threat or Use of Force, Principles of International Law Concerning Friendly Relations and Cooperation, 1972, P. 84.

務を想起し」ており、また不干渉の原則の中で、「いかなる国家も、他の国家にたいして、その主権的権利の行使を従属せしめ、その国家から何らかの利益を得るため、経済的、政治的もしくは他のいかなる形の強制措置をも用いたり、または用いることを奨励してはならない」と規定している。このことは、力の行使を禁止する現代国際法の規則の形成に向けてさらに前進を示したものであり、今後もこの方向に向って発展するであろう。

ところで、以上のような武力行使をめぐる展開と関連して、民族自決権の行使のための武力の使用の問題に新しい発展が見られるのである。国連憲章は、武力の行使を禁止するものの個別国家の自衛のための武力の行使については禁止していない。すなわち、武力行使の禁止の個別国家にたいする唯一の例外として武力行使が認められるのは自衛権に基づく場合だけである。しかし、民族自決権が実定国際法上の権利として承認されるにおよんで、自決権行使のための武力行使も武力の禁止の例外である、あるいは自衛権行使の一例であるという主張がなされるようになったのである。

1960年の第15回総会は、「植民地独立付与宣言」を採択し、その後同宣言の履行確保をはかるために「植民地独立付与宣言履行特別委員会」が設置されたことについてはすでにふれた。同宣言は総会決議であってそれ自体としては法的拘束力のあるものではない。しかし、すでに存在する諸国の法的信念が表明された場合、その内容は諸国を拘束する規則である。宣言採択までにいたる民族解放運動の高揚を考えると、同宣言は少なくとも民族自決権の形成過程における重要な国際文書である。さらに、特別委員会は、非植民地化を促進するために、同宣言の適用地域の決定、現地住民からの請願の受理、調査団の派遣など活発な活動を行なっていることに注目しなければならない。また、国連総会は、10年余にわたる第三委員会での審議の後、1966年12月16日、第21回総会は、「国際人権規約」を採択した。この国際人権規約は、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」と「市民的および政治的権利に関する国際規約」および後者の選択議定書からなっている。両規約で第一に注目されることは、共に第1条

に民族自決権に関する規定を置いていることである。この条約形式をとる国際文書であり、その中で自決権の規定が挿入されたことは諸国家の法的信念の存在を確認する上で重要な意味をもつものである。さらに、1970年の第25回総会が採択した「友好関係宣言」は自決権を国際法の基本原則の一つであるとして宣言したのである。このように、1960年の植民地独立付与宣言の採択をはじめとして、1960年代において民族自決権は法的権利として確立したと見ることができよう。なお、国際人権規約は、35番目の批准書または加入書が国際連合事務総長に寄託された日の3カ月後に効力を生ずることになっている。1975年10月3日、ジャマイカが「経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約」の35番目の批准国になったことから、この歴史的な国際文書は、1976年1月3日⁽²⁴⁾効力を発生したのである。

以上のような民族自決権の展開と植民地の民族解放戦争の展開⁽²⁵⁾とが合いまって、1963年の第18回総会が設置した「諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての特別委員会」での審議は、民族自決のための武力行使を是認すべきか否かが一つの争点であった。1967年に10カ国のアジア・アフリカ諸国が、「正当な自決権と完全な自由を奪われた人民は、彼ら固有の自衛権を行使する権利があり、それによって彼らは他国から援助を受けることができる」とする提案を行なった⁽²⁶⁾。また、1969年には、チェコスロバキア、ポーランド、ルーマニアおよびソ連の4社会主義国家が、「植民地支配の下にある人民は植民地主義からの解放のため、武力闘争を含むあらゆる手段によって闘争する権利をもち、また彼らの闘争において他国から援助を受けることができる」とする提案⁽²⁷⁾を行った。

しかし、対立から合意がえられず、結局1970年10月24日の第25回総会が採択

(24) UN Monthly Chronicle, Vol. XII, No.10, 1975, P. 28.

(25) 例えば、1961年2月にはアンゴラで武力解放闘争がはじめられ、その後ギニア（ビサウ）やモザンビークに於てもはじめられた。

(26) Document A/7619, 1967, P 49 & 52.

(27) Document A/7619, 1969, P. 53.

した友好関係宣言は、「すべての国家は、同権と自決の原則を詳細に述べるにあたって言及した人民から、自決権と自由および独立をうばうところの、いかなる強制行動をも慎む義務を有する」と規定するにとどまった。しかし、同時に同宣言が、「上記の項目のいずれも、武力の行使が合法的である場合にかんする憲章の諸規定の範囲を、いかなる形においても拡大または縮少するものと解釈されてはならない」としていることも注意しなければならない。すなわち、宣言は武力行使が禁止されない事項を上げないかわりに、武力行使が許される範囲を制限的に解釈してはならないとしているのである。⁽²⁸⁾さらに同年の総会は、「植民地独立付与宣言の完全な履行のための行動計画」を採択した（決議2621（X X V））。そこでは、植民地主義は国連憲章、植民地独立付与宣言および国際法に違反する犯罪であるとし、植民地人民は植民国家の抑圧にたいして「自己のとりうるあらゆる必要な手段によって」闘争する権利を再確認した。

また、1974年12月14日、第29回総会は決議3314（X X I X）により「侵略の定義」⁽²⁹⁾を採択した。侵略の定義の問題は連盟時代から取り上げられていたが、総会がこの問題を1950年にとり上げてから25年目にしてようやく採択したものであった。1967年の第22回総会で35カ国からなる「侵略の定義問題に関する特別委員会」が設置されたが、そこでの主要な争点の一つは、民族自決のための武力行使は認められるかどうかということであった。1972年の段階では侵略に関する規定が人民の自決権を制限するものとして解してはならないとすることについては大体において意見の一致があった。しかしさらに進んで自決権行使のため従属人民が武力を使用することを妨げるものと解してはならないという条項を加えるかどうかについては問題があった。1973年の段階に至って、被圧迫人民の抵抗の権利が認められ、またこれら人民が援助を受ける権利も認められた。⁽³⁰⁾これは、委員会案の第7条となり、総会の承認するところとなったの

(28) Cf., Konstantin Obradović, op. cit., PP. 116~117

(29) UN Monthly Chronicle, Vol. X 11, No. 1, 1975, P. 104: なお「侵略の定義」の内容については UN Monthly Chronicle, Vol. XI, No. 5, 1974, PP. 86~89参照。

(30) 高橋通敏, 「侵略の定義に関する国連委員会案の成立」(下), 国際問題, No. 177, 1975, 88頁。

である。

以上の展開からわかるように、1960年代に確立した民族自決権はとくに1970年代に入ってこの内容が発展されて、自決権の行使としての武力行使——民族解放戦争——は武力の合法的使用の一例として、あるいは憲章で認められている自衛の一例として、合法的なものとして承認されるにいたったのである。

IV. 経済的自決権と「南北問題」

植民地支配から脱して独立した多くの新興国に共通することは、経済的後進性である。1974年春の資源総会が採択した「新国際経済秩序の樹立に関する宣言」が指摘するように、世界人口の70%を占める開発途上国は世界の所得の30%しか占めていない。新興国は、法的には独立したといえども、このことは真の独立——特に経済的に——を意味するものではない。これらの諸国は、民族自決権と不可分なかたちで主張したのが、「天然の富と資源に対する永久的主権」(permanent sovereignty over natural wealth and resources)という観念である。

1962年の第17回総会は、「天然資源に対する永久的主権」と題する決議を採択した(決議1803 (XV II))。同決議は、「天然の富と資源に対する永久的主権への人民と民族の権利は、彼らの国家的発展と関係国人民の福祉のために行使されねばならない」と述べている。また、1966年の総会が採択した両国際人権規約は、その第1条2項で、「すべての民族は、自己の目的のために、互惠の原則に基づいた国際経済協力および国際法から生れるいかなる義務も害することなく、その天然の富と資源を自由に処分することができる。いかなる場合にも民族は自己の生存の手段を奪われることはない」と規定している。このように、民族自決権の新しい展開・発展としての経済的自決権として、「天然の富と資源に対する永久的主権」⁽³²⁾を国連総会は承認したのである。

(31) この問題に関しては、藤田久一、「民族解放戦争と戦争法」、変動期の国際法、昭和48年および拙稿、「民族自決権と内戦」、国際法外交雑誌、73巻3号、昭和49年参照。

この新しい概念の成立にもなって、それではそれは具体的にどのような効果をもたらしたかを考察しなければならない。本稿では、外国人財産の国有化と海の資源管轄権の問題をとり上げ、それを通して現在当面する「南北問題」を見ることにする。

a. 外国人財産の国有化

新しく独立した新興国の資源は、外国の企業の手によって開発されている場合が多いが、これら諸国は経済的にも自立を求めて国有化する事例が多くなっている。国家は、外国人財産を国有化する権利をもつことは当然認められるが、そのためにはそれは公共のために行なわれること（公益の原則）、自国民の財産と外国人の財産とを差別してはならずまた特定国の外国人のみを対象とするような差別をしてはならないこと（無差別の原則）、さらに一定の補償が支払われなければならないこと、という三つの要件が必要であるとされているのである。⁽³³⁾ この要件の中で最も論義があるのは補償の問題である。従来から西側諸国は、この点に関し、十分・実効的・迅速な補償が併わなければならないと主張していた。この中で最も問題になるのは「十分な補償」の問題である。十分な補償となれば市場価格に見合う補償を支払わなければならないが、未発展段階の新興国としては事実上外国企業を国有化することはできないこととなる。

1962年の「天然資源に対する永久的主権」の総会決議は、国有化においては「所有者は、主権の行使としてこのような手段をとる国家において有効な規則にしたがい、また国際法にしたがって、適当な補償を支払われるものとする」と規定した。ここでは「適当な補償」となっておりかならずしも補償の程度は明確でないが、少なくとも「十分な補償」という意味ではなく、収用した国の特殊な事情などを考慮しうる余地を残した合理的な補償を意味するものであろう。⁽³⁴⁾

(32) 展開過程については、松井芳郎、「天然の富と資源に対する永久的主権」(1)、法学論叢、79巻3号が詳しい。

(33) 田岡良一・田畑茂二郎監修、外国資産国有化と国際法、7～9頁参照および太寿堂鼎、「外国人財産の収用」、国際法演習講座国際法、昭和49年参照。

(34) 田畑茂二郎、「天然の富と資源に対する永久的主権」、法学セミナー、No.187、100頁。

このような発展はあったものの、補償の程度は国有化を行なう国家の国内法によって決められるべきだとする開発途上国や社会主義諸国にとっては不満であった。しかし、1970年代に入ると以上の方向に向けて展開していくのである。

1972年10月に開かれた国連貿易開発理事会（UNCTAD）の貿易開発理事会において、「自国の天然資源を確保するために国家がとることができる国有化の諸措置は、主権の表明である。それにより各国家は、総会決議1803（XVI I）の規定をそこなうことなく、補償の額および支払い方法を決定することができ、さらにこの関連で生ずるいかなる紛争も自国の裁判所の管轄権にのみ服する」とする決議を採択した。もともと、総会決議1803（XVI I）の規定をそこなわないことが記されていること³⁵から、ただちに補償の問題は国内法の問題であると承認されたものではない。しかし、この決議は、その後の展開の先鞭をつけるものであった。1973年の総会決議3171（XXVI I I）は、補償は国内管轄権内の問題であると確認した。1974年春には第6回特別総会、いわゆる資源総会が開催され、「新国際経済秩序の樹立に関する宣言」が採択された。同宣言は、新国際経済秩序のための原則の一つとして、次のように宣言している。「あらゆる国家のその天然資源とすべての経済活動に対する完全な永久的主権。これらの資源を守るために、各国家は国有化の権利あるいは自国民への所有権の移転を含め、自国の状況に適した手段で、資源およびその開発に対する実効的な支配を行使する権利をもち、そしてこの権利は国家の完全な永久的主権の表明である。いかなる国家もこの不可譲の権利の自由かつ完全な行使を妨げる経済的、政治的その他あらゆる形の強制にも服されることはない。」このように宣言は、自国の資源を国有化する権利を承認したが、さらに同年秋の通常総会で採択された「国家の経済的権利および義務に関する憲章」は、この点をより具体化している。同憲章第2条2項(C)は、各国は外国人財産を国有化し、収用しまたは所有権を移転する権利をもつとし、「かかる場合、措置をとる国家

35) 松井芳郎、「現代国際法における民族自決権の確立」、民族の基本的権利、昭和48年、252～254頁参照。

の関連法令および国家が適当と考えるすべての事情を考慮して、適当な補償を支払わなければならない。補償問題で紛争が生じた場合には、国有化をした国家の国内法によりかつその国の裁判所で解決されなければならない。ただし、すべての関係国が主権平等に基づきかつ手段の自由な選択にしたがって、他の平和的手段を求めることに自由にかつ相互の間で合意した場合はこの限りではない」と規定した。ここでは、国有化をした国家が補償の程度を決定することを認めているのであり、さらに紛争が発生した場合の解決手段を指示しているのである。

以上の1970年代に於ける展開から見て、補償の内容はもはや国内標準に従って決められうるといいう原則が確立しているといえるであろう。なお、国有化と関連して、石油輸出国機構（OPEC）の態度にも示されるように、³⁶⁾外国企業への現地資本の参加権を拡大して行こうとする動きも今後注目されなければならないであろう。1974年の新経済秩序宣言や経済的権利義務憲章また1975年9月の経済特別総会が採択した「開発および国際経済協力」の決議にも示されるように、国連を通して既存の国際経済秩序は根本的に変わろうとしているのである。

b. 海の資源管轄権

国連憲章第13条1項(a)は、総会の任務の一つとして「国際法の漸進的発達および法典化を奨励すること」を掲げている。1947年に総会の補助機関として設置された国際法委員会やその他の国際連合の機関が準備した条約草案は、国際連合の主催する国際会議や国連総会の審議の後に条約となる。このように国際連合が中心となって法典化された条約は、1958年のジュネーブ海洋法諸条約、1961年の外交関係に関するウィーン条約、1966年の国際人権条約、1967年の宇宙条約、1969年の条約法に関するウィーン条約など多数にのぼっている。国家相続、国家責任など法典化がなされるべき重要な問題も残っているが、国際連合を中心とした国際法の法典化はかなりの成果を取めているのである。

³⁶⁾ OPEC総会決議については、田畑茂二郎編、新しい国際法をめざして、昭和50年の資料を参照。

ところで現在史上最大の規模の国際会議が国際連合の主催の下に開催されている。1970年の第25回総会は、1973年に海洋法会議を開催することを決定し、そのための準備をすでに1968年から活動している「海底平和利用委員会」を42カ国から86カ国に拡大してそれに行なわせることにした。すでに会議は、1973年12月にニューヨークで第一会期（組織会期）を、1973年6月から8月にかけてカラカスで第二会期を、1975年3月から5月にかけてジュネーブで第三会期を終えており、第四会期は1976年3月15日より8週間にわたってニューヨークで行なわれることになっている。これまでも海洋法の問題について、1930年のハーグ法典化会議、1958年と1960年の第一次および第二次海洋法会議が開催されているが、これらの会議は主として海洋制度に関する慣習国際法の規則を法典化することが目的であった。これに対して、第三次海洋法会議は、海洋法を全面的に再検討を行なって、海洋に関する技術革新の急速な進歩と植民地から独立した多数の開発途上国の登場という国際社会の構造の変化とに対応するための新しい海洋法を制定しようとする性格の立法会議³⁷⁾である。ここでは海洋に関する広範な問題がとり上げられているが、先進国と開発途上国との利害の対立が典型的に示されるまた最大の争点でもある資源管轄権の問題をとり上げて検討することとする。

従来の海洋法の体制は、海洋を領海と公海とに二分し、公海には「公海自由の原則」が支配していた。この体制は、1958年のジュネーブ諸条約においても基本的にはつらぬかれていた。しかし、第一次および第二次海洋法会議以後新しく独立した新興国はその法典化会議には参加していない。また、経済的にまた技術的に開発能力を有しない開発途上国にとっては、「公海自由」は先進国に有利な原則と考える。それに対して、先進国は基本的には「広い公海，狭い領海」を維持しようとする。以上のことから開発途上国は、沿岸沖の海洋資源に対して管轄権を主張するのである。

このような開発途上国の主張の背後には、天然資源に対する永久的主権の観

37) 高林秀雄,「資源開発と領海の範囲」,法律のひろば, 27巻6号, 1974, 4頁。

念によって裏うちされている。1972年の第27回総会および1973年の第28回総会が採択した決議は、「国際的境界線内の陸地、ならびに国家管轄権内の海床とその地下および上部水域にあるすべての天然資源にたいする永久的主権への不可譲の権利」を確認している（決議3016 (X X V I I)）、（決議3171 (X X V I I)）⁽³⁸⁾。これらの決議は、1962年の総会決議「天然の富と資源に対する永久的主権」にいう永久的主権の観念を、沿岸沖の漁業資源にまで拡大することを意図したものであって、この観念が適用される海域の範囲には言及しなかったが、沿岸国が大陸棚上部水域あるいは沿岸海域の生物資源に対しても永久的主権を保有すべきであるとする意見が総会で圧倒的多数の支持を得たことに注目されなければならない⁽³⁹⁾。

このような観念を基礎として、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの開発途上国は種々の提案を行っているが、「領海200カイリ」提案、「パトリモニアル海」(patrimonial sea) 提案および「排他的経済水域」提案の三つに分類できる。

「領海200カイリ」の主張は中南米諸国が行なっているものであり、沿岸国は基線から200カイリの限度内で領海の幅を決定する権利をもち、その水域での資源にたいして主権と管轄権を行使するものとしている。ただし、12カイリの外については航行と上空飛行の自由、海底電線・パイプライン敷設の自由を認めている⁽⁴⁰⁾。最近領海12カイリを唱える国は50を越えている（なお、領海3カイリ派は20余である⁽⁴¹⁾）。大勢として領海12カイリはほぼ定着したといえるであろう。そうとするならば、12カイリから200カイリまでの海域は本来の領海とは同一でない。国家領域の一部とはするものの本質的・究局的には同海域に対する資源管轄権の主張と大差はないのである。

パトリモニアル海の提案は、コロンビア、メキシコおよびヴェネズエラのカ

(38) 前者は賛成102, 反対0, 棄権22で採択され、後者は賛成108, 反対1, 棄権16で採択された。

(39) 高林秀雄, 「200カイリ資源管轄権の主張」, 龍谷法学, 7巻1号, 30頁。

(40) 例えば, ウルグアイ提案参照。A / A C. 138 / S C. II / L. 24.

(41) 第三次海洋法会議 (第2版), 外務省情報文化局, 昭和50年, 24頁参照。なお日本国政府は領海3カイリから12カイリに広げる方針を昭和51年1月31日の閣議で決定している。

(42)
リブ海諸国による三国共同提案である。それは領海の幅を12カイリとし、それに隣接する200カイリまでの水域をパトリモニアル海として、沿岸国はその水域の水中、海底およびその地下において見出される再生可能な天然資源および再生不可能な天然資源に対して主権的権利を有すること、同水域の資源に対する主権を確保し、かつその海洋汚染を防止するために必要な措置を採用する権利を持つことを規定している。もっとも、この水域においても、沿岸国の権利行使から生ずるものを除いていかなる制限もなしに、すべての国の船舶と航空機の航行および上空飛行の自由をもち、海底電線とパイプライン敷設の自由も尊重される。

(43)
排他的経済水域の提案は、アフリカ諸国からなされているものである。それによれば、沿岸国は基線から200カイリ以内の水域に排他的経済水域を設置する権利を持ち、各国はこの水域において再生可能および再生不可能の天然資源の管理、規制、開発および保存とまた汚染の防止や科学的調査とに対する管轄権を行使するものとしている。また、船舶と航空機の航行と上空飛行の自由、海底電線とパイプライン敷設の自由をパトリモニアル海の提案と同様に認めている。

以上の開発途上国の諸提案には、本来の意味での領海（12カイリ）から200カイリの水域に関して非常に類似した点が見うけられる。すなわち、それらは領海に隣接する200カイリまでの水域の生物資源および海底鉱物資源に対する沿岸国の排他的資源管轄権を主張するものであり、この権利の行使から生ずる制限を除いて航行・飛行の自由や海底電線・パイプライン敷設の自由は認めるとするものである。このように先進国と開発途上国の海洋資源をめぐるこの対立は、「南北問題」の一つの大きな側面である。

資源管轄権に関するもう一つの問題は、大陸棚の問題である。1958年の「大陸棚に関する条約」は、大陸棚とは領海の外にある海床および地下であって、

(42) A / A C . 138 / S C . II / L . 21.

(43) 例えば、アフリカ14カ国提案。A / A C . 138 / S C . II / L . 40and Corr. 1 ~ 3.

水深 200メートルまでのもの、またその限度を越える場合には開発が可能などころまでとし、沿岸国が大陸棚を調査した天然資源を開発するための主権的権利を認めていた。しかし、その後の開発技術の発展から大陸棚の範囲は拡大する危険性から、1970年の第25回総会は、「深海海底を律する原則宣言」を採択した。宣言は「国家の管轄権の限界を越える海底およびその下ならびにこの区域の資源は、人類の共同財産 (common heritage of mankind) である」と表明した。さらに宣言は、この区域の資源の探査・開発が国際制度によって規制されること、開発途上国の利益と必要を特に考慮に入れた上でそこから得られる利益を諸国に衡平に分配することを規定している。したがって、沿岸国に広い大陸棚を認めることは、逆に国際管理の下に置かれる深海海底が狭くなることになる。有力な提案としては、アフリカ諸国が中心となって主張している距岸 200 カイリまでの海底および資源を沿岸国に帰属せしめようとするもの——この場合大陸棚制度は経済水域に包摂される——と、距岸 200 カイリを越えて大陸棚構造が広がっている場合にはそのコンチネンタル・マージンの外縁までとするラテン・アメリカ諸国および広い大陸棚をもつ諸国からのものがある。これらの提案をめぐって、各国はそれぞれ自国沖合の地質構造の条件から判断して有利なように対応して行動しているのが現状である。⁴⁴⁾

アフリカ諸国は、広い大陸棚を認めることに反対するのは、深海海底を狭める結果深海海底制度そのものを意味のないものにしてしまうからである。このように、先進国と開発途上国との間の海洋をめぐる資源問題は、単に資源管轄権だけの問題ではなく、深海海底制度の問題にも深く及んでいるのである。第三次海洋法会議の動向をくわしく展望することは困難である。しかし、従来の海洋法秩序は、大きく変革されるであろうことは明らかである。

44) 高林秀雄、国連海洋法会議と深海海底開発のゆくえ、東洋経済、昭和49年3月30日号及び武山真行、「非公式単一文渉草案における大陸棚」、海洋法の研究2号、昭和50年参照。

V. む す び

国際連合憲章は、反ファシズム戦争が遂行されている中で起草され、その過程の中で大きな役割を果たしたのは、米国、英国およびソ連の三国であった。このように国際連合の創設は、社会体制を異にする諸国の協力によりなされたものであった。国際連合の基本文書である国際連合憲章は、その前文に於て「連合国の人民は」、「正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し」、「寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し」、「国際平和および安全を維持するためにわれらの力を合わせ」ることを決意したと宣言している。しかし、戦後すぐさまはじまる冷戦が進行する中で、国際連合の理念と構想は完全に実現不可能となってしまった。社会体制を異にするための機構でもある国際連合は、朝鮮戦争の例にも示されるように理念と現実は大きくくずれてしまった。

しかし、かつて植民地であった国々が多数国際連合に加盟する中で、また東西緊張が緩和してくる中で新しい発展が示されてくるのである。国際連合を評価する場合、以上に述べた二・三のトピックだけではなく、多面的・総合的に考察することによってなされるであろう。しかし、限られた課題の分析だけでも、1970年代に於ける国際連合の活動は、多大の成果を上げている。1960年代に入って「東西問題」にかかわって登場する「南北問題」に関して、1970年以降国際連合の果たした役割は大きく評価されなければならないであろう。

しかし、解決すべき残されている問題は多分にあることに注意しなければならない。1970年代に入ってやっと中国代表権問題は解決したが、例えばベトナム加盟問題、朝鮮問題など早急に解決しなければならない問題が残っている。しかし、1975年の総会での動きは朝鮮問題が現実的な解決に向けて一歩前進したことを示している。すなわち、そこでは韓国支持決議と朝鮮民主主義人民共和国支持決議の双方が可決されるという不正常的な形となったが、朝鮮派遣国連軍の解体を求める決議が採択されたことは今後の発展に大きな意味をもってあ

ろう。

包括的な機能を担当する一般的世界機構としての国際連合は、激動している1970年代においてその真価を問われるであろう。 (以上)